

入学記念樹を贈呈します

新入学児童の皆さんが、自らの成長とともに生育する樹木を見ることで、花や緑への思いやりを育み、自然の大切さを学んでもらう願いを込めて贈呈します。

対象 市内に在住で市外の小学校に入学し、記念樹（ツツジ）を希望する児童

※市内の小学校に入学する場合は、申し込み不要です。

申し込み 問 3月31日（火）までに電話にて次へ

（公財）亀岡市都市緑花協会
（午前8時30分～午後5時、土・日曜日・祝日を除く）

TEL 23-2289

（都市整備課）

亀岡生き物大学特別講座「タンポポ教室」

とき 4月11日（土）

午前10時～正午（雨天決行）

ところ 地球環境子ども村

対象 どなたでも（ただし小・中学生には保護者の同伴が必要です）

内容 講義やタンポポの観察を通して、亀岡市に咲くタンポポの種類や生態を学びます。希望者は、タンポポクラフト（ポトルフラワー）体験ができます。

定員 30人（先着順）

参加料 無料

※クラフト体験の希望者のみ、1つにつき200円（材料費）

申し込み 問 3月25日（水）から電話、FAXまたは電子メールで①申し込み講座名②参加者全員の氏名（お子さんは学年も）③電話番号④タンポポクラフトの希望個数を記入の上、次へ地球環境子ども村

TEL 26-6100 FAX 26-5002

✉ kodomomura@city.kameoka.lg.jp

※メールの場合は受け付け確認の返信をします（土・日曜日、祝日休館）。

（市民力推進課）

こんなときには国民健康保険の手続きを

就職や退職、引越しなどをしたときは、国民健康保険の手続きが必要な場合があります。次のときは14日以内に市役所1階保険医療課（7番窓口）に届け出をしてください。

●国民健康保険に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市に転入したとき	印鑑・ほかの市町村の転出証明書
職場などの健康保険をやめたとき	印鑑・職場などの健康保険の資格喪失証明書または、脱退連絡票
職場などの健康保険の被扶養者から外れたとき	
子どもが生まれたとき	印鑑・国民健康保険証
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書

●国民健康保険を脱退するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市から転出するとき	印鑑・国民健康保険証
職場などの健康保険に加入したとき	印鑑・国民健康保険証・職場などの健康保険証（扶養分も含む全員分）
職場などの健康保険の被扶養者になったとき	
国民健康保険の被保険者が死亡したとき	印鑑・国民健康保険証・会葬礼状ハガキまたは葬儀領収書・葬祭費支給を受ける振込先口座がわかるもの
生活保護を受けることになったとき	印鑑・国民健康保険証・保護開始決定通知書

●その他の変更があったとき

こんなとき	手続きに必要なもの
住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・国民健康保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑・届出人本人を確認できるもの・使えなくなった国民健康保険証
修学のために子がほかの市町村に転出するとき、またはその修学を終えたとき	印鑑・国民健康保険証・在学証明書（または学生証）

本人確認書類について

各種届出や申請の手続きには個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示が必要です。

また、別世帯の人が手続きをされる場合には委任状が必要です。

国民健康保険料の納付は口座振替で

国民健康保険料の納付は原則、口座振替です。市役所1階保険医療課（7番窓口）ではキャッシュカードで簡単に申し込みができるペイジー口座振替受付サービスを取り扱っています。

取扱金融機関：京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫・京都北都信用金庫・近畿労働金庫・ゆうちょ銀行・京都農業協同組合

所得の申告を忘れずに

国民健康保険は前年中の所得に応じて保険料や保険料の軽減割合、自己負担割合が決まります。所得がない人も保険料の軽減を受けるためには申告が必要です。国民健康保険に加入している人は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。

問 市役所1階保険医療課（7番窓口）TEL 25-5025 FAX 25-5021

（保険医療課）

咳やくしゃみが出るときは、ティッシュなどで口を覆いましょう